

# 玖珠町結婚新生活支援事業



ご結婚おめでとうございます！

玖珠町では、新婚世帯の新生活を応援しています。

下記の「対象となる新婚世帯」のすべてに該当する方は、ぜひご相談ください。

## 対象となる新婚世帯

次の条件を全て満たす世帯が対象となります。

- 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されていること。
- 令和4年中の世帯の所得を合算した金額が500万円未満であること。  
※ただし、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、年間返済額を所得から控除できます。
- 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- 申請時に、夫婦の双方または一方が玖珠町内にある対象となる住居（新居）へ住民登録があること。
- 町税の滞納がないこと。
- 他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- 暴力団員等でないこと。

## 補助金の対象となる経費

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支払った次の費用が対象となります。

- 結婚を機に、新たに住宅を取得した費用。購入費。
- 結婚を機に、新たに住宅を賃借する際に要した費用。敷金、礼金、仲介手数料。
- 婚姻後に要する住宅賃借費用。賃料、共益費。ただし、職場等から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引きます。
- 引越業者等への支払いにかかる実費。
- 結婚を機に、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築等の工事費用。ただし、外構に係る工事費用、家電に係る費用は対象外。

## 補助金額

上限30万円 ※夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合は、上限60万円

## 申請期限

令和6年3月31日まで ※ただし、予算額に達した時点で受付を終了します。

## 申請先・お問い合わせ先

玖珠町役場 みらい創生課 企画・SDGs推進班（役場2階）

住所：〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5

電話：0973-72-1151 FAX：0973-72-0810

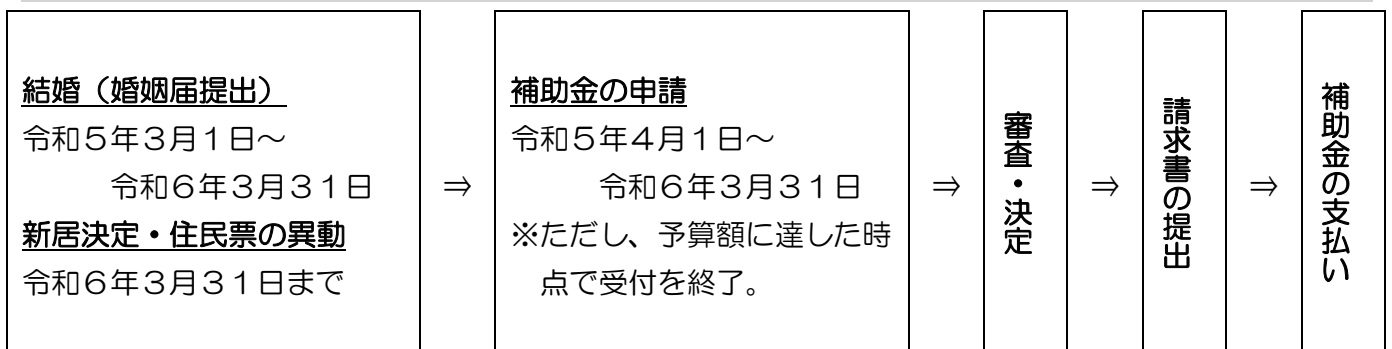
メール：kikaku@town.kusu.oita.jp

※申請に関する詳細は、裏面をご覧ください。

## 申請に必要な書類

- 交付申請書（様式第1号）
- 玖珠町結婚新生活支援事業補助金算出表（様式第2号）
- 戸籍謄本
- 世帯全員分の記載がある住民票
- 世帯の所得を証明する市町村長の証明書 ※令和4年分の所得証明書または課税証明書等
- 貸与型奨学金の返還額がわかる書類 ※該当がある世帯のみ
- 売買契約書の写し ※住宅を取得した世帯のみ
- 賃貸借見積書または賃貸借契約書の写し ※住宅を賃借した世帯のみ
- 対象経費の支払い金額のわかる書類（領収書）
- リフォーム工事の契約書の写し ※該当がある世帯のみ、夫婦名義での契約及び支払いが必要
- 誓約書（様式第3号）
- 給与所得者全員分の住宅手当支給状況証明書（様式第4号）
- 玖珠町の発行する完納証明書または滞納のない証明書
- その他、町長が必要と認める書類

## 手続きの流れ



※申請後、『玖珠町結婚新生活支援補助金交付決定通知書』により審査結果をお知らせします。

※交付決定後、請求書を提出していただき、指定された口座にお振り込みします。

## その他の注意事項

- ・ 郵送による申請受付は一切行いません。直接、申請窓口へ提出してください。
- ・ 振込口座がわかる通帳等をお持ちください。
- ・ 本補助金について確認のため、申請に関し必要な情報について職員が調査することについて同意してください。

玖珠町結婚

検索

